

### 3 沖縄県立浦添商業高等学校保健安全委員会

(名称)

第1条 本委員会は、沖縄県立浦添商業高等学校保健安全委員会（以下「本委員会」という。）と称し、事務局を県立浦添商業高等学校に置く。

(目的)

第2条 本委員会は学校保健法に基づき、生徒及び職員の保健管理と健康増進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本委員会は前条の目的を達成するため、次の各号にかかげる事業を行う。

- (1) 生徒及び職員の保健・安全に関する計画、実施及び評価
- (2) 定期健康診断実施後の指導及び相談
- (3) 伝染性の疾病予防及びその他の疾病対策
- (4) 食生活に関する指導
- (5) 体力の保持・増進に関すること
- (6) 学校行事における保健及び安全指導
- (7) 学習能率を高めるための保健指導及び環境整備
- (8) 学校及び家庭における環境美化・緑化
- (9) 学校施設・整備の安全点検
- (10) 通学及び日常生活における安全指導
- (11) 長期休業期間中（夏、冬、春）の保健及び安全指導
- (12) その他本委員会の目的に関すること

(構成)

第4条 本委員会は学校職員、学校医、四師、保護者、生徒代表で構成し、必要に応じて委員を他の機関から委嘱することができる。

(委員)

第5条 本委員会は次の各号の委員会で構成する。

- (1) 学校職員（学校長、教頭、事務長、教務主任、環境美化主任、生徒指導主任、学年主任、進路指導主任、図書・視聴覚主任、保健主事、養護教諭、生徒会係、PTA係）
- (2) 生徒代表（生徒会長、生徒会副会長、保健委員長、美化委員長）
- (3) 保護者代表（PTA会長、PTA副会長、総務部長、生徒指導部長、厚生部長、広報部長）
- (4) 学校医（学校医、歯科医、薬剤師、産業医）
- (5) その他の委員（必要に応じて委嘱する）

(役員)

第6条 本委員会に次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 1名
- (4) 理事 若干名

(役員を選出及び任期)

第7条 会長は、学校長をもってあてる。

2 副会長は、教頭及びPTA会長をもってあてる。

3 幹事は、保健主事をもってあてる。

4 理事は、学校職員及び保護者のなかから選出する。

5 任期は、1年とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 幹事は、会議の運営及び会務の処理にあたる。

4 理事は、協議事項の検討及び連絡調整にあたる。

(会議)

第9条 会議は、年2回とする。ただし、必要な場合は会長が召集することができる。

(会計)

第10条本委員会の運営に必要な経費はPTA会費をもってあてる。

附則

この規約の改正は、本委員会の議決をもって施行する。

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

この規約は、平成16年11月17日に一部改正した。